

第二十四回国会 衆議院 文教委員會議録第四十五号

昭和三十一年六月二日(土曜日)
午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 佐藤親次郎君
理事 赤城 宗徳君 理事 加藤 精三君
理事 高村 坂彦君 理事 坂田 道太君
理事 米田 吉盛君 理事 辻原 弘市君
理事 山崎 始男君
稲葉 修君 齋藤 彌三君
杉浦 武雄君 高岡 大輔君
並木 芳雄君 平野 三郎君
古川 丈吉君 山口 好一君
河野 正君 小牧 次生君
小松 幹君 鈴木 義男君
高津 正道君 野原 覺君
平田 ヒデ君 小林 信一君

出席政府委員

総理事務官 岡部 史郎君
行政官 管理部長 竹尾 式君
文部政務次官 文部事務官(大臣官房総務参事官) 斎藤 正君
文部事務官(初等中等教育局財務課長) 安嶋 彌君
専門員 石井 易君

委員外の出席者

委員 秋田大助君、高岡大輔君、松浦周太郎君、小松幹君及び前田榮之助君辞任につき、その補欠として横井太郎君、野依秀市君、塚原俊郎君、島上善五郎君及び山本幸一君が議長

の指名で委員に選任された。

同月二十四日

委員加藤精三君辞任につき、その補欠として渡邊良夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員渡邊良夫君辞任につき、その補欠として加藤精三君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日

委員加藤精三君及び島上善五郎君辞任につき、その補欠として木村文男君及び木下哲君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日

委員木村文男君辞任につき、その補欠として加藤精三君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十九日

委員伊藤郷一君及び辻原弘市君辞任につき、その補欠として八木一郎君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十一日

委員鈴木義男君辞任につき、その補欠として辻原弘市君が議長の指名で委員に選任された。

六月一日

委員久野忠治君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員南條徳男君辞任につき、その補欠として久野忠治君が議長の指名で委員に選任された。

同月二日

委員千葉三郎君、塚原俊郎君、野依秀市君、八木一郎君、横井太郎君、木下哲君及び山本幸一君辞任につき、その補欠として古川丈吉君、高岡大輔君、齋藤彌三君、平野三郎君、並木芳雄君、鈴木義男君及び小松幹君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員齋藤彌三君、高岡大輔君、平野三郎君及び古川丈吉君辞任につき、その補欠として野依秀市君、塚原俊郎君、八木一郎君及び千葉三郎君が議長の指名で委員に選任された。

六月二日

理事加藤精三君五月二十四日委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事辻原弘市君五月二十九日委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

五月二十五日

準要保護児童の教育経費財政措置に関する請願(神田博君紹介)(第二四二七号)

同(江崎真澄君紹介)(第二四二八号)

危険校舎改築補助率引上げに関する請願(神田博君紹介)(第二四二九号)

同(江崎真澄君紹介)(第二四三〇号)

統合学校施設に対する国庫補助算定基準に関する請願(齋藤彌三君紹介)(第二四三二号)

同(江崎真澄君紹介)(第二四三三号)

五十市小学校改築に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第二四三四号)

同月二十八日

準要保護児童の教育経費財政措置に関する請願(齋藤彌三君紹介)(第二四八二号)

同日

危険校舎改築補助率引上げに関する請願(齋藤彌三君紹介)(第二四八三号)

同日

教科書法制定反対に関する陳情書外三件(東京都文京区大塚町三十五番地お茶の水女子大学自治会執行委員長柴田喜世子外六十一名)(第八三四号)

同日

紀元節復活に関する陳情書(佐原市千葉県神社庁香取支部神社総代会長高安宗悦)(第八三五号)

同日

青年教育施設費国庫補助率増額に関する陳情書(綾部市議会議長山口武右エ門)(第八七一号)

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出(参法第九号))

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案(坂田道太君外四名提出、衆法第五二号)

請願

一 公民館法制定促進に関する請願(田中武夫君紹介)(第三四四号)

二 高等学校農業教職員の処遇改善に関する請願(平岡忠次郎君紹介)(第五一五号)

三 公立学校施設に関する昭和三十年度補正予算の計上等に関する請願(白濱仁吉君紹介)(第一二二一号)

四 地方教育委員会制度存続に関する請願(關谷勝利君紹介)(第一三六号)

五 北海道高等学校入学者選抜方法の是正に関する請願(町村金五君紹介)(第一三三七号)

六 私学及び短期大学卒業者に免許状交付に関する請願(池田清志君紹介)(第一八九九号)

七 東松浦郡に高校分校新築の請願(保利茂君紹介)(第一九〇号)

八 私立学校施設の災害復旧費国庫補助に関する請願(原捨忠君紹介)(第三二六号)

九 理科教育振興法の一部改正に關

第一類第六号

文教委員會議錄第四十五号

昭和三十一年六月二日

- する請願(原捨恩君紹介)(第三二七号)
- 一〇 写真技能師法制定に関する請願(山口好一君紹介)(第三二八号)
- 一一 同外一件(田中利勝君紹介)(第三二九号)
- 一二 同(日井莊一君紹介)(第三五六号)
- 一三 同(菊池義郎君紹介)(第三九三号)
- 一四 同(横銭重吉君紹介)(第三九四号)
- 一五 水産総合練習船建造に関する請願(田口長治郎君紹介)(第三六九号)
- 一六 岩手県に国立水産大学設置の請願(鈴木善幸君紹介)(第三九五号)
- 一七 共同実習船建造費国庫補助に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四二〇号)
- 一八 産業教育振興法の一部改正に関する請願(床次徳二君紹介)(第四二五号)
- 一九 写真技能師法制定に関する請願(木崎茂男君紹介)(第四六一号)
- 二〇 同(小林郁君紹介)(第四六二号)
- 二一 同(早稲田柳右五門君紹介)(第五一九号)
- 二二 同(下川儀太郎君紹介)(第五五五号)
- 二三 教育委員会制度存続に関する請願(横井太郎君紹介)(第五五六号)
- 二四 統合中学校建築に対する国庫補助金の差額補給に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第五五七号)
- 二五 積雪地方における老朽危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願(松澤雄藏君紹介)(第五七九号)
- 二六 国歌制定に関する請願(松浦東介君紹介)(第五八〇号)
- 二七 写真技能師法制定に関する請願(河野正君紹介)(第六二二号)
- 二八 教職員の退職年金等の勤続年数通算に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第七〇四号)
- 二九 写真技能師法制定に関する請願(山本猛夫君紹介)(第七四〇号)
- 三〇 同(藤枝泉介君紹介)(第七八四号)
- 三一 地方教育委員会制度存続に関する請願(平田ヒデ君紹介)(第七四一号)
- 三二 青年学級運営費国庫補助に関する請願(長谷川保君紹介)(第七六三三三)
- 三三 盲学校及びろう学校高等部への就学義務制に関する請願(野原寛君紹介)(第七八五五)
- 三四 航空機機音による学校施設移築費国庫補助に関する請願(床次徳二君紹介)(第七八六号)
- 三五 松岩寺の単立寺院証認取消に関する請願(村松久義君紹介)(第七七七七号)
- 三六 写真技能師法制定に関する請願(西村杉一君紹介)(第八二七号)
- 三七 教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願(相川勝六君紹介)(第八五四号)
- 三八 学校教科に儒教採用の請願(高橋等君紹介)(第八七三三三)
- 三九 教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願(坊秀男君紹介)(第九三五五)
- 四〇 同(保科善四郎君紹介)(第九五四号)
- 四一 国旗記念日制定に関する請願(今井耕君紹介)(第九三六六)
- 四二 要保護児童の学校給食費補助に関する請願(野田卯一君紹介)(第九五五五)
- 四三 九州大学第二分校移転後に工業専科大学設立の請願(橋橋渡君紹介)(第一〇三三〇号)
- 四四 教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願外一件(辻政信君紹介)(第一〇七四号)
- 四五 同(眞崎勝次君紹介)(第一〇七五五)
- 四六 同(坂田道太君紹介)(第一一〇三三)
- 四七 弘前市に博物館設置に関する請願(木村文男君紹介)(第一一〇四四)
- 四八 青年学級運営費国庫補助に関する請願(戸塚九一郎君紹介)(第一一〇五五)
- 四九 教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願(中垣國男君紹介)(第一一五六六)
- 五〇 同(堀内一雄君紹介)(第一二四七号)
- 五一 同(大石武一君紹介)(第一二四八号)
- 五二 青年学級運営費国庫補助増額に関する請願(坂田道太君紹介)(第一二八二二)
- 五三 同(小平久雄君紹介)(第一二〇四四)
- 五四 写真技能師法制定に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第一一九九)
- 五五 同(野田武夫君紹介)(第一二〇〇〇)
- 五六 同(今井耕君紹介)(第一二〇一号)
- 五七 同(吉川久衛君紹介)(第一二〇二二)
- 五八 同(小坂善太郎君紹介)(第一二〇三三)
- 五九 同(中村三之丞君紹介)(第一二四六六)
- 六〇 教職員の退職年金等の勤続年数通算に関する請願(五島虎雄君紹介)(第一二二五五)
- 六一 建国祭復活に関する請願(大久保智次郎君紹介)(第一二四九号)
- 六二 地方教育委員会制度存続に関する請願(井谷正吉君紹介)(第一二五〇号)
- 六三 写真技能師法制定に関する請願(島村一郎君紹介)(第一二九四号)
- 六四 同(草野一郎平君紹介)(第一三四三三)
- 六五 教育委員の公選制確立に関する請願外三件(門司亮君紹介)(第一二九五五)
- 六六 戦争犠牲者慰霊の日制定に関する請願(小笠公昭君紹介)(第一三〇一号)
- 六七 高山祭及び屋台の調査に関する請願(坂田道太君紹介)(第一三六七七)
- 六八 史跡軍人塚保存費国庫補助に関する請願(池田清志君紹介)(第一三六八八)
- 六九 地方教育委員会制度存続に関する請願(竹谷源太郎君紹介)(第一四〇四四)
- 七〇 同(足鹿寛君紹介)(第一四〇五五)
- 七一 同(淡谷悠藏君紹介)(第一四〇六六)
- 七二 同(安平鹿一君紹介)(第一四〇七七)
- 七三 同(今澄勇君紹介)(第一四〇八八)
- 七四 教育委員の公選制確立に関する請願(堂森芳夫君紹介)(第一四〇九九)
- 七五 同(細田綱吉君紹介)(第一四一〇号)
- 七六 同(武藤渾十郎君紹介)(第一四一〇号)
- 七七 同(三鍋義三君紹介)(第一四二二二)
- 七八 同(井堀繁雄君紹介)(第一四二三三)
- 七九 同(長谷川保君紹介)(第一四一四四)
- 八〇 同外二件(杉山元治郎君紹介)(第一四一五五)
- 八一 同(杉山元治郎君外一名紹介)(第一四一六六)
- 八二 同(阿部五郎君紹介)(第一四一七七)
- 八三 同(横路節雄君紹介)(第一四一八八)
- 八四 同(筒良一君紹介)(第一四一九九)
- 八五 同外一件(松原喜之次君紹介)(第一四二〇〇)
- 八六 同外十件(久保田鶴松君紹介)(第一四二一一)
- 八七 同(五島虎雄君紹介)(第一四二二三)
- 八八 教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願(橋橋渡君紹介)

- (第一四九一號)
八九 八日市場市中央中学校の屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願(竹尾式君紹介)(第一四九二號)
- 九〇 地方教育委員会制度存続に関する請願外九件(足鹿覺君紹介)(第一四九三號)
- 九一 教育委員の公選制確立に関する請願(松原喜之次君外一名紹介)(第一四九四號)
- 九二 同外一件(井上良二君外一名紹介)(第一四九五號)
- 九三 同外五件(久保田鶴松君外一名紹介)(第一四九六號)
- 九四 同外七件(杉山元治郎君外一名紹介)(第一四九七號)
- 九五 同外一件(西村榮一君紹介)(第一四九八號)
- 九六 同外四件(松原喜之次君外一名紹介)(第一五二八號)
- 九七 同外十件(杉山元治郎君外一名紹介)(第一五二九號)
- 九八 同外二件(西村榮一君紹介)(第一五三〇號)
- 九九 同(井上良二君外一名紹介)(第一五三一號)
- 一〇〇 同外十一件(久保田鶴松君外一名紹介)(第一五三二號)
- 一〇一 同外一件(井上良二君紹介)(第一五三三號)
- 一〇二 同(井上以誠君紹介)(第一五三七三號)
- 一〇三 同外一件(久保田鶴松君外一名紹介)(第一五七四號)
- 一〇四 同(原茂君紹介)(第一五七五號)
- 一〇五 同(淺沼綱次郎君紹介)(第一五七六號)
- 一〇六 同(櫻井奎夫君紹介)(第一五八九九號)
- 一〇七 同外一件(杉山元治郎君外一名紹介)(第一五九〇號)
- 一〇八 同(西村榮一君紹介)(第一五九一號)
- 一〇九 同(下平正一君紹介)(第一五九二號)
- 一一〇 同(木下哲君紹介)(第一五九三號)
- 一一一 同(田中織之進君紹介)(第一五九四號)
- 一一二 写真技能師法制定に関する請願(栗山博君紹介)(第一五五一號)
- 一一三 教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願(神田博君紹介)(第一六〇五號)
- 一一四 名古屋大学工学部航空学科復活等に関する請願(江崎真澄君紹介)(第一六五四號)
- 一一五 教育委員の公選制確立に関する請願(北山愛郎君紹介)(第一六七九號)
- 一一六 同(下平正一君紹介)(第一六八〇號)
- 一一七 同(松平忠久君紹介)(第一六八一號)
- 一一八 同(西村彰一君紹介)(第一六八二號)
- 一一九 同(岡本隆一君外一名紹介)(第一六八三號)
- 一二〇 地方教育委員会制度存続に関する請願(中村時雄君紹介)(第一六八四號)
- 一二一 同(柳田秀一君外一名紹介)(第一六八五號)
- 一二二 教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願(池田清志君紹介)(第一七三〇號)
- 一二三 同(眞崎勝次君紹介)(第一七三二號)
- 一二四 教育委員会制度改正に関する請願外十二件(二階堂進君紹介)(第一七九八號)
- 一二五 青年学級運営費国庫補助に関する請願(石坂繁君紹介)(第一八四四號)
- 一二六 追浜地内官修墳墓の築し及び管理の復活に関する請願(山本正一君紹介)(第一八一五號)
- 一二七 教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願(床次徳二君紹介)(第一八三八號)
- 一二八 同外一件(米田吉盛君紹介)(第一九一五號)
- 一二九 広島大学教育学部三原分校存続に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第一八三九號)
- 一三〇 同(吉田重延君紹介)(第一八四〇號)
- 一三一 同(坂田道太君紹介)(第一八四一號)
- 一三二 同(高津正道君紹介)(第一八四二號)
- 一三三 同(床次徳二君紹介)(第一八六二號)
- 一三四 同(久野忠治君紹介)(第一八六三號)
- 一三五 同(高橋等君紹介)(第一八六四號)
- 一三六 同(古井喜實君紹介)(第一八七七七號)
- 一三七 同(前田榮之助君紹介)(第一八八七號)
- 一三八 同(山崎始男君紹介)(第一八八八號)
- 一三九 同(小牧次生君紹介)(第一八八九九號)
- 一四〇 同(平田ヒデ君紹介)(第一八九〇號)
- 一四一 同(山口好一君紹介)(第一九〇一號)
- 一四二 同(植木庚子郎君紹介)(第一九〇二號)
- 一四三 同(森下國雄君紹介)(第一九〇三號)
- 一四四 同(永山忠則君紹介)(第一九〇四號)
- 一四五 同(杉浦武雄君紹介)(第一九〇五號)
- 一四六 同(並木芳雄君紹介)(第一九〇六號)
- 一四七 同(中山マサ君紹介)(第一九〇七號)
- 一四八 同(小枝一雄君紹介)(第一九〇八號)
- 一四九 同(古川丈吉君紹介)(第一九〇九號)
- 一五〇 同(久野忠治君紹介)(第一九一〇號)
- 一五一 同(田中久雄君紹介)(第一九一二號)
- 一五二 同(伊東岩男君紹介)(第一九一二號)
- 一五三 同(千葉三郎君紹介)(第一九一三號)
- 一五四 同(西村直己君紹介)(第一九一四號)
- 一五五 岩手県に国立水産大学設置の請願(鈴木善幸君紹介)(第一八四三三號)
- 一五六 児童生徒の災害補償に関する法律制定に関する請願(關谷勝利君外一名紹介)(第一八四四號)
- 一五七 建国祭復活に関する請願外一件(相川勝六君紹介)(第一八九八號)
- 一五八 同外一件(額綱三君紹介)(第一八九九號)
- 一五九 同(田中龍夫君紹介)(第一九〇〇號)
- 一六〇 広島大学教育学部三原分校存置に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第一九三三號)
- 一六一 同(高橋順一君紹介)(第一九三八號)
- 一六二 同(重政誠之君紹介)(第一九三九號)
- 一六三 同(高村坂彦君紹介)(第一九四〇號)
- 一六四 同(熊谷謙一君紹介)(第一九六五號)
- 一六五 新潟大学教育学部高田分校に四箇年課程設置に関する請願(塚田十一郎君外二名紹介)(第一九四一號)
- 一六六 教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願外三件(高村坂彦君紹介)(第一九四二號)
- 一六七 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等制定反対に関する請願(島上善五郎君紹介)(第一九五五號)
- 一六八 同(松平忠久君紹介)(第一九六六號)
- 一六九 同(下平正一君紹介)(第一九八六號)
- 一七〇 同(原茂君紹介)(第二〇一六號)
- 一七一 教育委員の公選制確立に関する請願(下平正一君紹介)(第一九五九號)
- 一七二 同(川俣清音君紹介)(第二〇一七號)

しては、実際においてはその施設が極端におくれていると思うのであります。が、文部省とせられて、この対象となる児童数はどのくらいあるか、また今後どういう方針でこの施設を整備していくとお考えになっておられるのか、その政府の御計画について伺いたいと思います。

○斎藤説明員 たいだいま御質問にございましては精神薄弱児あるいは肢体不自由児、身体虚弱者等で、学令児童生徒に相当する数は、調査によりまして、身体虚弱の者が二十七万、精神薄弱の者が七十八万となっております。おわめて多数に上っておりますので、これらのものに対する教育機関としての養護学校、特殊学級の整備は非常に大事なことでありまして、しかしながら、現状としては十分ではありませんので、その点につきましては今後文部省といたしまして多大の努力をしていかなければならない、かように考えております。

○平野委員 現在どのくらい学校があるわけですか。

○斎藤説明員 公立の養護学校は、正式にあるものは一校でございます。

○平野委員 私は、将来は、憲法の建前、教育基本法の建前によりまして、当然地方公共団体ごとに養護学校が設けられるということが至当であると思っておりますが、まず当面各県に一つくらいずつ置くくらいのことはいくらにも当然ではないかと思っております。少くも来年度の予算措置としては、文部省としては少くも各県に一校を作るくらいの方針でいくべきであると思うのであります。が、それらについての計画はどうなっておりますか。

○斎藤説明員 特殊児童生徒を教育いたしますためには、お話のように各県にそのための教育施設が均等にあり、またそれが必要でありますけれども、直ちにそこまで普及することは現状としては困難であると思っております。御承知のように三十一年度の予算におきましては二校分をさらに計上いたしております。今後とも養護学校の増設については文部省として努力していきたい、かように考えております。

○平野委員 時間の関係上簡潔にあと一点だけお尋ねいたしますが、最近文部省においては特殊教育室を廃止せられた。これは今お話の通り、文部省としてはどうした特殊教育には特に力を入れておられるということをはっきり言っておられるわけでありまして、しかるに特殊教育室を廃止するということが、その特殊教育というものを軽んじておられるのではないか、こういうように疑わざるを得ないのであります。説明員のあなたにこういうことを申し上げても無理でありますから、これはこの程度にいたしますが、この特殊教育室を少くとも早急に復活すべきであると思っております。これに対して文部省としてはどうお考えになっておられるか。ちよと政務次官がお見えになりました。それから、政務次官にお尋ねいたします。私は、文部省としては当然特殊教育室を復活すべきものである、またそういう御意思があると思うのであります。が、どういってお考えでございますか。

○竹尾政府委員 まことにこれはお説の通りでありまして、すみやかに復活すべきものと思っております。そこで先般の行政改革と申しますか、各省の課を二割減らしましたときに、私の

方の省は、御承知のように課も少うございまして、九課減らしました。その中で課と同格の室は減らしたので、が、しかしながら特殊教育につきましては、最近非常に各方面からその重要性を説かれてきて、私ももともとにその通りだ、こう思っています。まことに残念に思っておりますが、そのうち折衝をしてお願いたしまして、宇都宮政務次官といまして、一応このうち一合にはなつたけれども、必要などころは復活をするから、こういうお言葉をちょうだいしておりますので、おそろく行政管理局の当局とい

たしましては、この課は復活していただけるもの、こう確信しております。この国会が過ぎましたなら、さっそく当局と折衝を続けまして、宇都宮政務次官にもとくと一つお願い申したい、こういう考えであります。なお宇都宮政務次官の御意見も一つお聞き願いたいと思っております。

○平野委員 たいだいま竹尾政務次官から、文部省としては特殊教育室の必要を痛感しておる、従って国会終了後できる限りすみやかな機会にこれを復活するように努力いたしたいというお話をします。ついでに、これは行政管理局の御関係が深くあるわけでありまして、ただいま文部政務次官のお話もその点に触れておりますが、ちよと行政管理局の宇都宮政務次官に御出席を願っておりますので、行政管理局としての御見解を承わります。私の質問を終りたいと存じます。

○宇都宮政府委員 お答えいたします。先般閣議において課を二割減らす

という方針を決定いたしましたので、すでに整理されておるのであります。その中で、文部省であるとか、大蔵省であるとか、二割整理するものが多少無理なところも実はあったわけでございます。かようなところは、できる限り早く必要な面に限りまして復活いたそうという話し合いになっておるわけでありまして、われわれといまして、よく竹尾さんあたりと協議いたしまして、必要な課は復活いたそう、かように存じております。その際特殊教育関係は協議の上復活するように取り計らいたい、かように存じます。

○佐藤委員長 小松幹君。

○小松委員 文部省の方にお尋ねいたします。たいだいま平野委員から質問もありましたから、あるいは重複するかもしれませんが、同じ趣旨の意見として質問を進めるとお考えいただけますか。一つだけはっきり文部省の方針というものを承わっておきたい。

最近養護学級というものを非常に進めておる。ところがそれだけではやはり進まない。さらに突っ込んで、いわゆる公立の盲学校あるいはろう学校に對比されること、精神薄弱児を収容する特殊教育養護学級という学級でなくて、学校というものを、県立くらいでこしらえなければならぬ段階がすでにきておると思う。しかもこの精神薄弱児のアフター・ケアの問題は重大な段階にきておる。これをないがしるにして特殊教育、特に精神薄弱児の教育は成り立たない、こういうように考えますが、果して養護学級制度という線のみをもって押しておるのか、それともさらに県立あるいは公立のろう学校、盲学校に對比されるところの養

護学校というものを、はっきり文部省が描いて推進しておるのか、その点をはっきり承わりたい。

○竹尾政府委員 お答えいたします。たいだいま小松委員のおっしゃられた御趣旨に私は全く同感でございます。まして、両建てを進みたい、こういう考えを持っております。ろう学校、盲学校と同じような格に上げるように将来努力をしていきたい、こういう考えを持っておるのでございます。

○小松委員 地方によつてはこういう問題が具体化しておるところもあると思っております。ところが一番困るのは、これは例によく出しますが、昔はろうあ学校とか盲あ学校とか言っておった。ところがそれが終戦後ろう学校、盲学校に分れ、教育の分野が分れた。同時にそれらの学校には、必ず何とか寮という福祉厚生施設、いわゆる学校のホームがあるわけなんです。ところが精神薄弱児の方は、福祉厚生施設の方が先にできていて、学校設備ができていない。そこで今度は学校施設を作ろうと思っております。養護学級制度というものが出て、むしろ福祉施設の方をあと回しにして養護学級でまめていくことになった。そのためにある一つの市などには、養護学校というものが設立されておるが、逆にそういう福祉施設、ホームというものが無いという矛盾が出ておる。養護学級から養護学校に移ったが、かんじんの寮がないという中途半端な現象が出ておる。寮を先に持ったところは学校がない。最近文部省の指導で養護学級を起したところには寮がない。そこでどっちをとるかという問題が起きたときに、文部省の方でどっちをとっていくのかという

の国の指導の分れ目ではないかと思ふ。この点施設のあるものに学校を付加していろいろ考へ方がある、あるいは養護学校から養護学校にしてあとから施設を持って来ようとする考へ方が、一体そのどちらを考へているのか。今どちらを考へているのかという抽象論でなく、具体的に問題が起つたときにはどう考へるか、指導をどちらに向けるかということをお伺いしたい。

○竹尾政府委員 当局から説明をさせていただきます。

○安嶋説明員 お尋ねでございますが、第一の点は、特殊学級で養護学校の肩がわりをするのは、特殊教育を振興する上から非常に不十分じゃないか、こういうお尋ねでございますが、特殊学級と申しますのは、御承知のとおり精神薄弱児、肢体不自由その他の条件の比較的軽微な者を収容いたしておるわけでありまして、養護学校の方はそういう程度の重い者といひますか、強い者を収容しておるわけでありまして、特殊学級の整備充実を行なつたために、養護学校の整備充実があと回しになつたようなことはないと思ひます。

それから施設を先にするか学校を先にするかというお尋ねであります。が、実例を申し上げますと、たとえば兵庫県にございます上野ヶ原養護学校のごときは、施設がございましてそこに県立の養護学校を付置いたしてあります。それから最近でございました群馬県立の養護学校にいたしまして、同じように施設が先に行つて、それに養護学校を付置しております。ところがこの四月開校いたしました大阪府立

の養護学校におきましては、施設と学校を同時に整備いたしております。逃げ口上ではございませんで、結局二つの方法で養護学校の整備をやつておるわけでございます。

○小松委員 その例を私は知つておるけれども、問題は養護学級から養護学校に移つた場合、たとえば六万が七万くらいの市に最初各学級ごとに養護学級ができた、それをまとめて養護学校というものをこしらへた。ところがその六万が七万の市で養護学校をこしらへた場合には、精神薄弱児の家庭は自分の親元の家庭である。しかしホームというものはなくとも、養護学校というものは設立できるわけなんです。ところが全県下を一丸として親なしの薄弱児を集めて一つの寮ができた、その寮は今日まで学校施設がなかった、それにアフター・ケアの問題がひつかかつて、どうしても職業教育をやらなければという段階がきたが、県立学校を二つはこしらへられない、一つしかこしらへられないということになつたときに、一体寮から発展した学校をとるか、それとも六万くらいの都市の父母の家庭から薄弱児を集めた特殊教育の養護学校をとるか、二つ設立ができればそれはどちらでもとりましよう。一校といつたときに文部省がどう考へておるかというところをお尋ねしておるわけなんです。いわゆる精神薄弱児学校というのは寮と学校をあわせ持った、完全に家庭教育と学校教育と一体になつたものでなくちゃならぬという考へ方を持つならば、やはり全地域から集めて寮に入れて、職業教育なりアフター・ケアの問題についても解決する学校でなくちゃならぬ。そうでない場合には養

護学級の指導で足りるのじゃないかという考へ方を持つておるわけなんです。この点文部省としては抽象論じゃなく、二つあつて一つといつた場合にどちらを推進するのかわかることをお尋ねしたい。

○安嶋説明員 その問題も特殊児童の対象の差異に従ひまして取扱ひを異にする必要があると存じます。御承知の通り東京にございますのは光明中学校と青島中学校でございますが、青島中学校の方は御承知の通り精養軒でございます。これは通学の点についてはさほど支障のない者を収容しているわけでありまして、こういう者を収容する養護学校におきましては、ホームというものを一応離れまして、学校だけの設立を考へるといふことも可能かと思ひます。また肢体不自由児等につきましても、通学が非常に困難でございますので、こういう者を収容する養護学校におきましては、ホームと申しますか施設をせよ整備する必要がある。対象によつてやはり扱いが違つてくるのじゃないか、かように考へます。

○小松委員 その通りで、肢体不自由児と精神薄弱児の対象によつて違ふが、今私が特に言つておるのは精神薄弱児の場合を言つておるわけなんです。特に精神薄弱児の寮施設がすでにできておる場合に、学校をどういう工合に進めていくかという具体的な問題を取り上げておる。大分県の日出町に精神薄弱児の学校がございまして、それがこの数年來学校施設を非常に進めておるけれども、具体化してこない。そこで問題が起つておる。いわゆる寮としてはずで全国的に有数の教育を進めておるわけなんです。ところが教職

員のワケをもらつておる完全なる学校施設というものの設立がなかなか思ふようにいかない。そこで文部省の積極的な意見とその推進力を承わつて今後の参考にしたい、こういうように考へておるわけなんです。

○竹尾政府委員 御説まことに同感でございます。できるだけその方向に従ひまして整備をしたいと思つております。

○小松委員 政務次官のお考へに對してさらに伺ひたい。今一番大事なものは、精神薄弱児の教育とさらに肢体不自由児の更生あるいは教育という問題です。先ほど平野さんが言つたように、憲法の基本事項から考へて、すべての者に教育を施す。今まではばばは学校に行かぬでもいいんだ、小児麻痺の者は学校に行つてもつまらぬのだといつて、教育のワケ外に置いてあつたのです。盲学校、ろうあ学校の設立と同様に精神薄弱児の学校を作り、肢体不自由児の教育をされるという建前を文部省は積極的にとつていただきたい。ここに法律案が出ておりますけれども、これがほんとうの文部省の意思であるかどうかということが疑われるわけなんです。そういう意味で來年度予算等にも積極的にこの施設の推進、教職員の配置等についても御考慮が願えるかどうか、この点をさらにお尋ねしたいのであります。

○竹尾政府委員 この点につきまして、私どもも各方面からたびたび陳情もございまして、その重要性をさらに痛感しておるわけでございます。來年度の予算におきましてもできるだけ多くのものを獲得するように、これはおさなりでございます。

できるだけそつちしたいと思つておる次第でございます。

○佐藤委員長 平田ヒデ君。

○平田委員 私は具体的な問題について二、三点お伺ひしたいと思ひます。この法案を見ますと、非常に大ざっぱにできておらずに足りない点も感ぜられるのでありますけれども、とにかく一つとして一歩前進されたことは大へん喜ばしいことと思つておる次第でございます。そこで教職員の問題でございます。特に精神薄弱児、盲ろうあ児、肢体不自由児といった子供たちは心理学的な面でも非常に考慮しなければならぬものが多々ございます。それについて、普通一般の正常児のいわゆる義務教育の先生方の学校は整備しておりますけれども、こういう特殊学校の子供たちを取り扱う先生方の資格の問題とかそういう点については大へん欠けるところがあるのじゃないかと思つておる。この間私大塚の教育大学の付属の学校に参りましたら、あそこの大学の付属に盲ろうあ学校の教員を養成して資格を与える大学課程が二年ほどあるようでございますが、そこだけが教員養成の機関だといふように承わつて参つたのであります。この法律ができましたと、さしあつてそういう教職員の養成機関が必要になるだらうと思ひます。これは特にこういう子供たちに対して非常に深い愛情と誠意を持つておる人がそこに集まつてくいだらうと思つてございまして、けれども、そういう点についてはどんなふうにお考へになつていらつしやいますか、お伺ひいたします。

○竹尾政府委員 いろいろお説がございまして、この法案が少し大ざっぱで

はないかということでございますが、実はこれは政府提案ではなく、議員立法で参議院から回付されて参りましたので、私も実はそういう点については平田先生と御同感でございます。そこでよく整理をいたしたいという政府側の考えを持っているのでございまして、きょうは、実は提案者の方が参議院のどなたかと存じますので、私がここに出て参るのは、ちょっと筋違いの点もあるのでございますが、政府の考えをお尋ねになられましたので、お答え申し上げます。今お尋ねの点は、これは相当専門的にわたりますので、事務当局の私どもとして、また間違つた答弁をいたすといけませんから、専門の担当官を今呼んでおりますので、もしばらくお待ちを願いたいと思ひます。

○平田委員 その間にもう一つ別な点でお尋ねいたします。養護施設についてでございますが、これは今まで義務教育の対象になっておりません。特に精養施設になりますと、予算の関係もございましょう。これは厚生省の児童局の関係でございますけれども、ここに入っております子供たちは、結局お金が足りないの、その施設にいらっしゃる方々は精神的に一生懸命働かなくてはならないのでございまして、も、欠けるところが非常に多いのでございまして、子供たち、教材という言葉はどうかと思ひますけれども、いわゆる教材と同じような、子供たちに何か手わざをさせる、そういうことをさせるのは非常に予算が不足で、ただ食べさせて、着せる程度がようやくだということに参つておるわけでございます。この点については先ほど小松委員からも御質問がございまして、

たけれども、これに対して、これが義務教育ということになりますれば、一体この関係をどうなさるおつもりでございますか。それは文部省の管轄外だからという御答弁は私は許されないと申うのでございましてけれども、その点についてはどんなふうにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

御参考までに申し上げますけれども、私は市川の八幡学園に一月ほど前に、ちょっと時間を見つけて、行つて参つたのでございまして。そのときにあの施設の長の方から伺ひましたけれども、一人年間三千円くらいの予算をいただければ、毛糸や色紙をちぎつて、張り絵をしたりして、山下清のような、ああいうことをお粗末ながらもしている子供や粘土細工をしている子供もおります。そういう普通の学校ならば教材といふものに当るわけでございますが、それが少しもない。それがあれば、もう少しいい指導ができるのだけれどもという御説明を伺つて、私もほんとうにそうだと思つて参つたわけでございます。この点につきましては、文部省の方とお話し合ひをなさつて、何か御考慮をいただきたいと思ひますけれども、そのことについて御意見を承わりたいと思ひます。

○安嶋説明員 八幡学園は、今おっしゃいましたけれども、厚生省関係の施設でございますので、そこにおける教材費の扱いがどうなつておるか、実はつまびらかにいたしてないのでございしますが、先ほども申し上げました青島中学校、光明中学校は、これは義務教育費国庫負担法の対象になっておりまして、国から、ごくわずかにござい

ますが、教材費の補助をいたしております。単価は、小学校におきましては一人当たり九十円、中学校は一人当たり百三十五円でございますが、今申し上げましたような実質上の養護学校に対しても義務教育費国庫負担法の適用があるということをごの御説明申し上げておきます。

○平田委員 私は青島中学校も光明中学校も見参りました。それからこれは二週間に一回とございましてけれども、新しい学級の編成のときで大へんお世話をしてもらったようでございしたから、あまり長くおじゃましても思つたものですから、大ざっぱにちょっと拝見して参つたのでございすけれども、いろいろと御要求も多かったように承つております。そういう点についてもっと力を入れていただきたいと思ひます。あなたは担当でおられるのでございすか。

○安嶋説明員 直接担当は、特殊教育主任官でございます。

○平田委員 次官にお尋ねいたしますが、この特殊学級といふのは、今でも各義務教育諸学校には設けられておるのでございすね。私は会津若松でございすけれども、会津若松では特殊学級を設けようといふので、市会の方で議決になったのでございすけれども、これは学級は設けても、適当な教師がいないうわけでございます。そういう子供たちを扱つてみたいといふ熱意には燃えておられますけれども、正常の子供を扱つただけのことしか勉強してないので、それについて大へんお困りになっておられるといふことを私は承つております。これについて、私先ほど申し上げましたけれども、

も、いわゆる再教育といふものについてお考え願ひたいと思ひますのでございすが、その点次官から御答弁願ひたいと思ひます。

○竹尾政府委員 今全国に特殊学級と称されるものが約一千ばかりございまして、それで特殊教育の重要性が叫ばれている現在におきまして、この養護教諭の先生方が非常に足りない。それからまたその養成の関係等につきましても相当不備な点もあるかと存じております。ところがこれは、平田委員とく御承知と思ひますが、養護学校の教諭は義務教諭に、小学校あるいは中学校もなつておるのでございすが、これは学校教育法の百三條によりまして、当分の間置かなくてはよろしい、というう工合になっておりますので、実は養護の教諭を置いていない学校の方が多いのであります。そういう点につきましては私も思ひをいたしまして、できますれば、この百三條を取り払いたいといふような考えすらも実は持つておるのでございすが、まだそこまでするまいけれども、できるだけこの特殊教育の充実発展のために努力をするという考えは十分持つておる次第でございす。何とぞ御了解を願ひたいと思ひます。

○佐藤委員長 これにて三案に対する質疑は終了いたしました。

○佐藤委員長 今全国に特殊学級と称されるものが約一千ばかりございまして、それで特殊教育の重要性が叫ばれている現在におきまして、この養護教諭の先生方が非常に足りない。それからまたその養成の関係等につきましても相当不備な点もあるかと存じております。ところがこれは、平田委員とく御承知と思ひますが、養護学校の教諭は義務教諭に、小学校あるいは中学校もなつておるのでございすが、これは学校教育法の百三條によりまして、当分の間置かなくてはよろしい、というう工合になっておりますので、実は養護の教諭を置いていない学校の方が多いのであります。そういう点につきましては私も思ひをいたしまして、できますれば、この百三條を取り払いたいといふような考えすらも実は持つておるのでございすが、まだそこまでするまいけれども、できるだけこの特殊教育の充実発展のために努力をするという考えは十分持つておる次第でございす。何とぞ御了解を願ひたいと思ひます。

○佐藤委員長 今全国に特殊学級と称されるものが約一千ばかりございまして、それで特殊教育の重要性が叫ばれている現在におきまして、この養護教諭の先生方が非常に足りない。それからまたその養成の関係等につきましても相当不備な点もあるかと存じております。ところがこれは、平田委員とく御承知と思ひますが、養護学校の教諭は義務教諭に、小学校あるいは中学校もなつておるのでございすが、これは学校教育法の百三條によりまして、当分の間置かなくてはよろしい、というう工合になっておりますので、実は養護の教諭を置いていない学校の方が多いのであります。そういう点につきましては私も思ひをいたしまして、できますれば、この百三條を取り払いたいといふような考えすらも実は持つておるのでございすが、まだそこまでするまいけれども、できるだけこの特殊教育の充実発展のために努力をするという考えは十分持つておる次第でございす。何とぞ御了解を願ひたいと思ひます。

法律案を議題といたします。まず提出者より提案理由の説明を求めます。坂田道太君。

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二條の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律案

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二條の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律

第一条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第三十二條の次に次の一条を加える。

（旧恩給法における養護助教諭の取扱）

第三十二條の二 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第二十二條第二項の助教諭には、養護助教諭が含まれていたのである。

第二条 教育公務員特例法第三十二條の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律（昭和三十年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

本則中（昭和四年十月二十九日以後において、学校看護婦、学校

御審誦いだきました際にも、このような者は含まれない趣旨であることを御説明申し上げましたのでございますが、この際、やはり明文で疑義なからしめる必要があると存じまして、第二案を新設いたしましたのでございます。

改正の第二点は、官立または国立の

学校の職員についての取扱いでございます。現行法では、学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなしておりまして、恩給法上は準教育職員が教育職員となった場合に準教育職員の勤続年数の二分の一を通算す

るという規定だけになっておるのでございませう。ところが、官立または国立の

学校の養護訓導、養護教員または養護教諭は、恩給法上は文官とされておりました。教育職員として取り扱われておりませんでした。に、学校看護婦が官立または国立の養護訓導、養護教員または養護教諭となつたときには、その学校看護婦としての勤続年月数の二分の一を通算することにつきまして疑義が一

ございますので、これをもう明文で規定いたす必要がありまして、第一条の第二項という規定を新設いたしましたのでございます。

改正の第三点は、在外指定学校の学校看護婦に關してであります。戦争前

滿鉄や中国における居留民団が設置していましたが、特に指定された学校は、在外指定学校として恩給法上内地の公立学校と同様の取扱ひをしていたのでありまして、調査の結果、これらの学校に学校看護婦として勤務

していた者が内地に引き揚げて参りまして引き統を在職しておる者のあることが判明いたしましたので、これも明文をもつて在外指定学校当時の学校看

文をもって在外指定学校当時の学校看

護婦の在職を準教育職員に在職とみなすこととしたし、第三条の規定を新設いたしましたのでございます。

以上、本法律案の概要と理由を御説明申し上げた次第でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決賜わらんことを御願いたします。

○佐藤委員長 この際このまま暫時休憩し、理事会を開きます。

暫時休憩いたします。

午後二時三十九分休憩

午後二時四十六分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどに引続き、参議院提出の三法案について審査を進めます。

三案に対する質疑は終局いたしました。参議院の先議でこちらに回ってきた法案でございます。文部省といいたしましては三法案に対しては文部省の意見を閣議に出した次第でございます。その意見は、公立養護学校云々の法案はこういう趣旨であります。公立養護学校の整備充実を図ることについては、政府としても従来努力をしてきており、今後とも努力を行う所存であるが、本法律案については、今後の財政負担の問題もあるもので、ただちに賛成することはできない。どういう意味でございます。

○竹尾政府委員 この三法案につきましては、実は議員立法でございます。参議院の先議でこちらに回ってきた法案でございます。文部省といいたしましては三法案に対しては文部省の意見を閣議に出した次第でございます。その意見は、公立養護学校云々の法案はこういう趣旨であります。公立養護学校の整備充実を図ることについては、政府としても従来努力をしてきており、今後とも努力を行う所存であるが、本法律案については、今後の財政負担の問題もあるもので、ただちに賛成することはできない。どういう意味でございます。

○佐藤委員長 参議院提出の三法案につきましては、参議院の先議でこちらに回ってきた法案でございます。文部省といいたしましては三法案に対しては文部省の意見を閣議に出した次第でございます。その意見は、公立養護学校云々の法案はこういう趣旨であります。公立養護学校の整備充実を図ることについては、政府としても従来努力をしてきており、今後とも努力を行う所存であるが、本法律案については、今後の財政負担の問題もあるもので、ただちに賛成することはできない。どういう意味でございます。

○佐藤委員長 参議院提出の三法案につきましては、参議院の先議でこちらに回ってきた法案でございます。文部省といいたしましては三法案に対しては文部省の意見を閣議に出した次第でございます。その意見は、公立養護学校云々の法案はこういう趣旨であります。公立養護学校の整備充実を図ることについては、政府としても従来努力をしてきており、今後とも努力を行う所存であるが、本法律案については、今後の財政負担の問題もあるもので、ただちに賛成することはできない。どういう意味でございます。

○佐藤委員長 参議院提出の三法案につきましては、参議院の先議でこちらに回ってきた法案でございます。文部省といいたしましては三法案に対しては文部省の意見を閣議に出した次第でございます。その意見は、公立養護学校云々の法案はこういう趣旨であります。公立養護学校の整備充実を図ることについては、政府としても従来努力をしてきており、今後とも努力を行う所存であるが、本法律案については、今後の財政負担の問題もあるもので、ただちに賛成することはできない。どういう意味でございます。

部を改正する法律案にはこういう意見を出したのであります。すなわち「盲学校、ろう学校等への就学奨励に関する制度を拡充することについては、政府としても従来努力をしてきており、今後とも努力を行う所存であるが、本法律案については、今後の財政負担の問題もあるもので、ただちに賛成することはできない。どういう意味であります。」

それから夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律案でございますが、この法案に対しては「夜間課程を置く高等学校の生徒に対し学校給食を実施することについては、慎重に検討を要する問題でもあり、かつ今後の財政負担の問題もあることであるから、本法律案に対しては、ただちに賛成することはできない。どういう意見でございます。」

○佐藤委員長 それではまず夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律案を討論に付します。

別に討論の通告もございませんので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

請願については、いずれもその採否の決定を保留すべきものと協議決定いたしました。

以上御報告いたします。

○佐藤委員長 ただいま高村小委員長より請願審査の結果について報告を聴取いたしましたのでございますが、この際お諮りいたします。請願について、ただいま小委員長の報告通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、ただいま議決いたしました請願に関する報告書の作成につきまして、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

なお本委員会に参考のために、送付されました陳情書は全部で六十二件でございます。念のため御報告申し上げます。

これにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

〔参照〕

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

公立養護学校整備特別措置法案(参議院提出)に関する報告書

請願に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年六月五日印刷

昭和三十一年六月六日発行

文教委員会議録第六号中正誤	一頁二段請願付託欄中二行ないし四行を削る。
文教委員会議録第十五号中正誤	一頁一段請願付託欄中一行目を削る。
文教委員会公聴会議録第三号中正誤	二段一行ないし二行を削る。
頁段行誤	正
古川参考人	古川公述人

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局